

第88回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日(金曜日)午前10時

開催場所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
当社本店

議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時15分

目次

● 第88回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	6
● 事業報告	16
● 連結計算書類	37
● 計算書類	39
● 監査報告書	41

証券コード 1833

2025年6月5日

(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

株式会社 奥村組

代表取締役社長 奥村 太加典

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.okumuragumi.co.jp/ir/kabunushi/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、銘柄名（奥村組）または証券コード（1833）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださりまして、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以 上

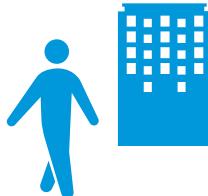
◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、会計監査人および監査等委員会は次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

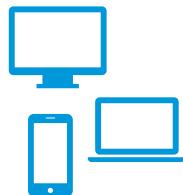


◎ 書面による議決権行使

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時15分到着分まで

- ・同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。



◎ インターネット等による議決権行使

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時15分まで

- ・議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)

- ・スマートフォン用議決権行使ウェブサイト「スマート行使」もご利用いただけます。詳細は次頁をご参照ください。

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

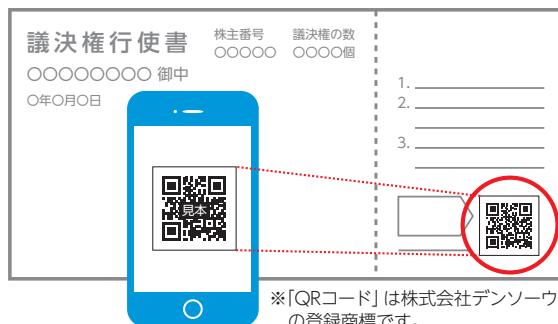
行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」した後、「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる 議決権行使に関する お問合せ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、財務状況等を総合的に勘案して、連結配当性向70%以上（業績にかかわらず自己資本配当率(DOE)2.0%を下限とする）という株主還元方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(注) 自己資本配当率(DOE)=年間配当総額(中間+期末)÷自己資本

1 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金103円 総額 3,759,314,291円

これにより、当期における年間配当金は、中間配当金113円と合わせて、1株につき216円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2 剰余金の処分に関する事項

1. 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 900,000,000円

2. 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 900,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任である旨の意見を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	おくむら たかのり 奥村 太加典 男性 再任	代表取締役社長	100% (14回 / 14回)
2	かねしげ まさひろ 金重 昌宏 男性 再任	代表取締役 専務執行役員 営業本部長	100% (14回 / 14回)
3	こにし くに たけ 小西 邦武 男性 再任	取締役 常務執行役員 西日本支社長	100% (10回 / 10回)
4	かしき まさなり 榎木 正成 男性 再任	取締役 常務執行役員 東日本支社長	100% (10回 / 10回)
5	なかたに やすゆき 中谷 泰之 男性 再任	取締役 常務執行役員 土木本部長	100% (14回 / 14回)
6	まつしま ひろゆき 松島 弘幸 男性 再任	代表取締役 常務執行役員 管理本部長	100% (10回 / 10回)
7	きむら しんや 木村 真也 男性 新任	執行役員 建築本部長	—
8	うえだ りえこ 上田 理恵子 女性 再任 社外 独立	取締役	100% (14回 / 14回)

(注) 小西邦武氏、榎木正成氏および松島弘幸氏の取締役会出席率は、2024年6月27日開催の第87回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。



候補者番号

1

おくむら たかのり
奥村 太加典

(1962年3月15日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2001年4月	当社常務取締役
1994年5月	当社関西支社次長	2001年4月	当社営業担当
1994年6月	当社取締役	2001年12月	当社代表取締役社長(現任)
1995年12月	当社東京支社営業部長		

●所有する当社株式の数

483,776株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

奥村太加典氏は、これまで代表取締役社長として、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、また、建設業の経営全般に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

2

かねしげ まさひろ
金重 昌宏

(1966年3月8日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2020年4月	当社東日本支社長
2015年4月	当社東日本支社東京支店 建築営業統括部長	2020年6月	当社取締役 常務執行役員
2019年4月	当社執行役員	2024年4月	当社代表取締役 専務執行役員 (現任)
2019年4月	当社東日本支社東京支店長	2024年4月	当社営業本部長(現任)
2020年4月	当社常務執行役員		

●所有する当社株式の数

11,943株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

金重昌宏氏は、東日本支社東京支店長、東日本支社長、営業本部長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

3

こにし くに たけ
小西 邦武

(1964年1月3日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2024年4月	当社常務執行役員
2019年4月	当社執行役員	2024年4月	当社西日本支社長(現任)
2019年4月	当社西日本支社副支社長 建築事業担当	2024年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

11,000株

●取締役会出席率

100% (10回/10回)

取締役候補者とした理由

小西邦武氏は、西日本支社副支社長、西日本支社長などを歴任し、建築部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

4

かし き まさ なり
榎木 正成

(1963年9月28日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2019年4月	当社東日本支社土木工務部長
2017年4月	当社東日本支社土木工務部長	2020年4月	当社執行役員
2017年12月	当社東日本支社土木工務部長 兼リニューアル技術部長	2020年4月	当社東日本支社東北支店長
2018年4月	当社東日本支社土木工務部長	2024年4月	当社常務執行役員
2018年12月	当社東日本支社土木工務部長 兼土木第二部長	2024年4月	当社東日本支社長(現任)
		2024年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

8,598株

●取締役会出席率

100% (10回/10回)

取締役候補者とした理由

榎木正成氏は、東日本支社土木工務部長、東日本支社東北支店長、東日本支社長などを歴任し、土木部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

5

なか たに やす ゆき
中谷 泰之

(1966年6月29日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	当社入社	2021年 1月	当社西日本支社土木工務部長
2018年 4月	当社西日本支社土木第三部長	2022年 4月	当社西日本支社関西支店
2019年 4月	当社西日本支社関西土木第三部長兼リニューアル技術部長		土木営業統括部長
2019年 7月	当社西日本支社関西土木第三部長	2023年 4月	当社執行役員
2020年 4月	当社西日本支社土木工務部長兼関西土木第三部長	2023年 4月	当社土木本部長(現任)
		2023年 6月	当社取締役 執行役員
		2024年 4月	当社取締役 常務執行役員(現任)

●所有する当社株式の数

5,947株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

中谷泰之氏は、西日本支社土木工務部長、西日本支社関西支店土木営業統括部長、土木本部長などを歴任し、土木部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

6

まつしま ひろ ゆき
松島 弘幸

(1966年4月27日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2021年4月	当社西日本支社副支社長 管理担当
2017年4月	当社東日本支社副支社長 管理担当兼総務部長	2023年4月	当社管理本部副本部長
2019年4月	当社東日本支社副支社長 管理担当	2024年4月	当社管理本部長(現任)
2020年4月	当社執行役員	2024年6月	当社代表取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

9,507株

●取締役会出席率

100% (10回/10回)

取締役候補者とした理由

松島弘幸氏は、西日本支社副支社長、管理本部副本部長、管理本部長などを歴任し、事務部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

7

きむら しん や
木村 真也

(1967年8月7日生)

男性

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社	2024年4月	当社西日本支社副支社長 建築事業担当
2021年4月	当社西日本支社関西建築第三 部長兼関西建築第四部長	2024年6月	当社執行役員(現任)
2022年4月	当社西日本支社関西建築第三 部長	2025年4月	当社建築本部長(現任)

●所有する当社株式の数

4,599株

取締役候補者とした理由

木村真也氏は、西日本支社関西建築第三部長、西日本支社副支社長、建築本部長などを歴任し、建築部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

8

う え だ り え こ
上田 理恵子

(1961年12月18日生)

女性

再任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	ダイキン工業(株)入社	2020年 5月	(一社)関西経済同友会 常任幹事(現任)
2001年 8月	(株)マザーネット 代表取締役社長(現任)	2022年 6月	(株)西島製作所社外取締役 (現任)
2016年 4月	追手門学院大学客員教授 (現任)	2022年 6月	当社社外取締役(現任)

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上田理恵子氏は、ワーキングマザーを総合的に支援する会社を設立し、その経営に携わってこられるなど、ダイバーシティならびに女性活躍に関する豊富な知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきました。

選任後は、主に創業者および企業経営者としての視点に基づく助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。
また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
3. 上田理恵子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、上田理恵子氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を継続して更新する予定であります。

ご参考

<取締役会の構成>

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会の構成ならびに各取締役が有する専門性・経験は次のとおりとなります。

氏名	地位	企業経営	財務/会計 /ファイナンス	法務/リスク管理 /コンプライアンス	営業/ マーケティング	建設技術	海外事業	人事/ ダイバーシティ	指名・報酬 委員会	ESG/SDGs 推進委員会
奥村太加典	代表取締役社長	●			●	●		●	○	◎
金重 昌宏	代表取締役 専務執行役員	●			●	●			○	○
小西 邦武	取締役 常務執行役員	●			●	●	●			○
樫木 正成	取締役 常務執行役員	●			●	●				○
中谷 泰之	取締役 常務執行役員	●			●	●	●			○
松島 弘幸	代表取締役 常務執行役員	●	●	●				●	○	○
木村 真也	取締役 執行役員					●				○
上田理恵子	取締役	●			●			●	○	
小寺 哲夫	取締役 (監査等委員)			●					◎	
佐々木 晃	取締役 (常勤監査等委員)		●	●				●		
西原 健二	取締役 (監査等委員)		●	●					○	
前田 栄治	取締役 (監査等委員)	●	●		●		●		○	
廣瀬 恭子	取締役 (監査等委員)	●			●		●	●	○	

(注) 1. 上記は、各取締役が有する専門性・経験のすべてを表すものではありません。
2. 指名・報酬委員会およびESG/SDGs推進委員会における「◎」は委員長を、「○」は委員を示しております。



＜取締役会の構成に関する考え方＞

当社は2019年4月に策定しました「2030年に向けたビジョン」の実現を見据え、「企業価値の向上」、「事業領域の拡大」および「人的資源の活用」を事業戦略の基本方針とする中期経営計画を推進しております。同事業戦略を踏まえ、取締役会として備えるべき主なスキル等を特定し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性等を勘案のうえ適切な構成となるよう努めております。

なお、「企業価値の向上」に資する取り組みとして、ICTの活用による生産性の向上を担うICT統括センター、技術開発の推進等による技術優位性の向上を担う技術本部、「事業領域の拡大」に向けた不動産事業の強化ならびに新規事業の推進を担う投資開発事業本部、「人的資源の活用」を図るうえで大前提となる安全管理のほか、品質環境管理を担う安全品質環境本部の各本部組織の長には、それぞれ執行役員等を選任しており、取締役会への陪席などを通じて、各分野の推進状況等を共有することで取締役会の実効性の向上を図っております。

このほか、独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬などの決定プロセスの客観性・透明性の向上を図っており、取締役候補者については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会の決議により決定しております。また、業務執行取締役7名を委員に含むESG/SDGs推進委員会を設置し、事業活動を通じてサステナビリティを巡る課題に取り組んでおります。

＜政策保有株式について＞

〔保有方針〕

当社は、取引関係の維持・強化を目的とし、中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、政策保有株式を保有いたします。

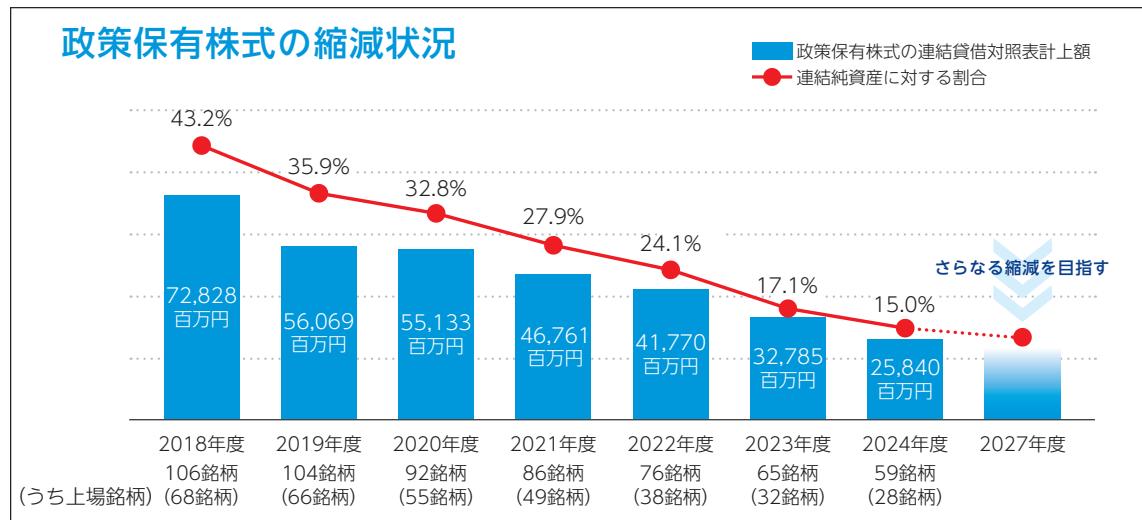
政策保有株式は、毎年、取締役会において、保有による取引関係等の強化によって中長期的な工事受注量の確保が見込め、当社の企業価値向上に資すると判断したものについては保有を継続することとし、保有の意義が乏しいと判断したものについては、株式保有先との対話・交渉を実施しながら、縮減する等見直しを行うこととしております。

〔縮減計画〕

前・中期経営計画（2022～2024年度）においては、政策保有株式の連結純資産に対する割合を20%以下とする目標を掲げ、縮減に取り組んだ結果、2025年3月末までに上場銘柄を28銘柄まで縮減し、政策保有株式の連結純資産に対する割合は15.0%となり、上記目標を達成することができました。

2025年5月に策定した新たな中期経営計画（2025～2027年度）においても継続的に政策保有株式の縮減に取り組み、連結純資産に対する割合の逡減を図ることとしております。

なお、売却可能となった株式については当社の株主還元の基本方針である安定的な配当を継続することを前提としたうえで、「2030年に向けたビジョン」実現のための成長投資をはじめとする資金需要等に鑑み、計画的かつ継続的に売却を進めてまいります。



※当社は「みなし保有株式」を保有していません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、設備投資の持ち直しやインバウンド需要の増加がみられるなど緩やかな回復が続きました。

建設業界においては、建設投資は公共、民間ともに堅調に推移したものの、資機材価格の高止まりや労務需給の逼迫等が建設コストの上昇圧力となるなど、厳しい事業環境に置かれました。

当社グループにおきましては、建築事業における前期からの繰越工事が順調に進捗したこと等により、売上高は、前期に比べ3.5%増加した298,222百万円となりました。

建築事業の売上総利益は、売上高が増加したことに加え、大型で高採算の工事が竣工したこと等により前期に比べ増加した一方で、土木事業の同利益は、特定の国内大型工事が建設資機材価格や労務費の高騰等により見積総原価が増大し、損益改善の見通しが立たないため多額の工事損失引当金を計上したこと等が影響し、前期に比べ減少となりました。また、昨年7月に連結子会社である石狩バイオエナジー合同会社の発電施設において爆発事故が発生し、商業運転を停止したことや発電施設の維持管理のための費用が増大したこと等により、投資開発事業等の売上総利益が前期に比べ大幅に減少し、当社グループの営業利益は前期に比べ29.0%減少した9,731百万円となりました。営業外費用には、同社が燃料調達取引にかかる為替相場の変動リスクをヘッジするために締結した為替予約契約の時価評価損を計上したこと等により、経常利益は同40.0%減少した8,926百万円、特別損失には、同社が保有する固定資産の帳簿価額を将来の回収可能見込額まで切下げる減損損失を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は同78.2%減少した2,722百万円となりました。

今回の爆発事故に関連して特別損失に計上した同社の減損損失は、「固定資産の減損に係る会計基準」における為替予約から生じるキャッシュ・フローの解釈について、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと慎重に協議を重ねた結果、計上するとの結論に至ったものであります。

同社は事故発生後に外部専門家を招いた事故調査委員会を設置し、事故の原因調査・分析を実施、再発防止策を取りまとめ、現在は再稼働に向けて取り組んでいるところであります。同社の事業は長期的には採算がとれる事業であると考えており、再稼働後は、今回の減損損失計上による減価償却費の減少によって営業利益は大幅に改善し、当社グループの業績を押し上げていくものと見込んでおります。

なお、当社の部門別の受注高、売上高および次期繰越高につきましては次頁に記載のとおりであります。

当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	193,747	192,888	99,024	287,612
	建築事業	272,922	183,756	185,551	271,127
	計	466,669	376,645	284,575	558,739
投資開発事業等		—	—	5,784	—
合 計		466,669	376,645	290,359	558,739

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7,103百万円で、このうち、主なものは従業員寮の建設、賃貸用土地・建物の取得およびCRE戦略の一環として実施した賃貸用建物の新築・改修工事等であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

4. 対処すべき課題

(1) 経営環境の見通し

わが国経済の先行きは、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調を辿ることが期待されていますが、物価上昇や諸外国の政策動向の影響が景気の下押しリスクとなるなど、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

建設業界においては、建設投資は引き続き堅調に推移することが見込まれますが、建設コストの上昇が懸念されるなど、楽観できない事業環境が続くものと思われまます。

(2) 中期経営計画（2025～2027年度）

当社グループは、今後も中長期的な成長を通じて社会の持続的な発展に貢献する所存であり、将来のありたい姿を示す「2030年に向けたビジョン」の実現を見据えた第3のステップとして、2025年5月に「中期経営計画（2025～2027年度）」を策定いたしました。



同計画におきましては、中長期的な業績の拡大に向け、「持続的な成長に向けた経営基盤の強化」を図ることとしており、建設事業の収益力・技術力の向上を中心とした「企業価値の向上」に取り組むとともに、建設事業に依存しない安定的な収益基盤の構築に向けた「事業領域の拡大」を推進してまいります。

また、事業推進に欠かすことができない人材の確保および多様な人材が活躍しその能力を最大限に発揮できる環境整備に取り組むとともに、企業の持続的な成長を牽引する人材の育成に努めるなど、「人的資源の活用」により社員が誇れる企業を目指してまいります。

中期経営計画（2025～2027年度）の概要 持続的な成長に向けた経営基盤の強化

● 事業戦略の基本方針



● 財務目標

連結項目	2024年度(実績)	2027年度(目標)
売上高	2,982億円	3,300億円
営業利益 (営業利益率)	97億円 (3.3%)	200億円 (6.0%)
ROE	1.5%	8%以上

● 非財務目標(主要目標)

施工段階・オフィス におけるCO₂排出量 4.8万t-CO₂以下 (2027年度目標)	新卒3年以内の 離職率 10%未満 (2027年度目標)	管理職に占める 女性比率 6%以上 (2027年度目標)	死亡災害の 発生件数 0件 (各年度目標)	安全成績 度数率 0.50以下 (各年度目標)
---	--	--	---	---

● 資本政策

▶ 株主還元政策

【基本方針】 安定的な配当を継続することを前提としたうえで、業績に応じた成果の配分を行うとともに、自己株式取得を機動的に実施する

【中期経営計画(2025~2027年度)期間中の方針】

連結配当性向^{※1} **70%以上**

業績に関わらず自己資本配当率(DOE)^{※2} 2.0%を下限とする

※1: 連結配当性向=年間配当総額(中間+期末)÷親会社株主に帰属する当期純利益
 [一過性の特殊要因(為替予約評価損益)による影響を除く]

※2: 自己資本配当率(DOE)=年間配当総額(中間+期末)÷自己資本

▶ 政策保有株式の縮減

- 継続的に政策保有株式の縮減に取り組み、連結純資産に対する割合の通減を図る
- 売却可能となった株式については当社の株主還元の基本方針である安定的な配当を継続することを前提としたうえで、『2030年に向けたビジョン』実現のための成長投資をはじめとする資金需要等に鑑み、計画的かつ継続的に売却を進める

● 財務計画 (資金計画・投資計画)

■ 資金計画

キャッシュ・イン

<p>営業CF 410億円程度</p>
<p>資産の売却 150億円程度 保有株式 120億円程度 開発事業資産 30億円程度</p>
<p>資金の調達 300億円程度 投資資金が不足する場合に 有利子負債等を活用</p>

キャッシュ・アウト

<p>株主還元 290億円程度</p>
<p>投資 570億円程度 成長投資 490億円程度 経営基盤投資 80億円程度</p>

■ 投資計画 ※金額は3年間総額

● 成長投資 560億円 (うち費用性投資70億円)	
技術開発・DX の推進	130億円
不動産事業等・新規事業創出	410億円 ネット投資額 380億円
事業用設備・施設	20億円
● 経営基盤投資 140億円 (うち費用性投資60億円)	
業務用不動産	80億円
人材の確保と育成	30億円
企業認知度の向上	30億円
合 計	700億円 (うち費用性投資130億円)

当社といたしましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、全役職員一丸となって「中期経営計画 (2025～2027年度)」を推進してまいります所存でありますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中期経営計画 (2025～2027年度) の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

【ご参考】 中期経営計画 (2022～2024年度) 財務目標と実績推移

(単位 億円)

連結項目	2022年度	2023年度	2024年度	2024年度 (目標)
売上高	2,494	2,881	2,982	2,800
営業利益 (営業利益率)	118 (4.7%)	137 (4.8%)	97 (3.3%)	190 (6.8%)
経常利益 (経常利益率)	129 (5.2%)	148 (5.2%)	89 (3.0%)	200 (7.1%)
ROE	6.6%	6.9%	1.5%	8%以上

【中期経営計画 (2025～2027年度)】

<https://www.okumuragumi.co.jp/corporate/plan/>



5. 財産および損益の状況の推移

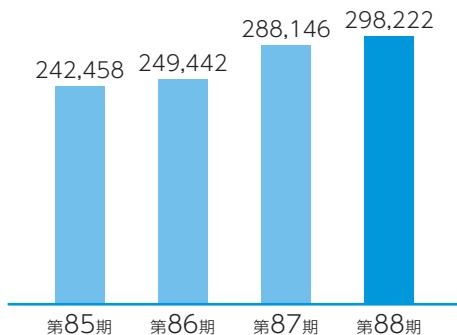
(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

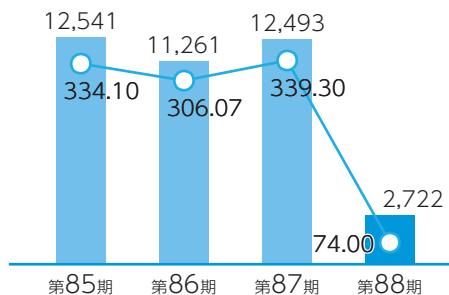
区 分	第85期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第86期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第87期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第88期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	242,458	249,442	288,146	298,222
親会社株主に帰属する当期純利益	12,541	11,261	12,493	2,722
1株当たり当期純利益	334円10銭	306円07銭	339円30銭	74円00銭
総資産	332,348	343,727	384,750	393,466
純資産	167,425	173,215	191,573	172,455

売上高

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



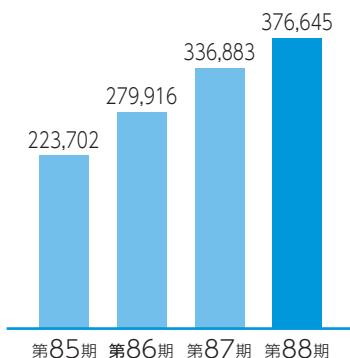
(2) 当社の財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第85期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第86期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第87期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第88期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
受 注 高	223,702	279,916	336,883	376,645
売 上 高	237,230	242,266	274,460	290,359
当 期 純 利 益	12,715	11,764	12,568	6,956
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	338円72銭	319円74銭	341円34銭	189円08銭
総 資 産	301,506	304,004	342,384	360,065
純 資 産	161,192	166,653	180,119	169,795

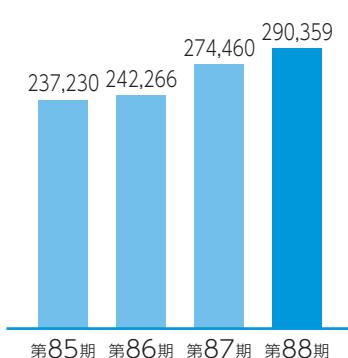
受注高

(百万円)

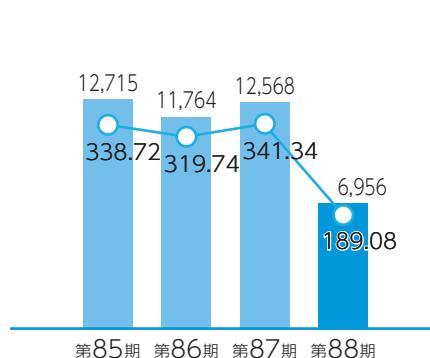


売上高

(百万円)



当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
奥村機械製作株式会社	100百万円	100.0%	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他
石狩バイオエナジー合同会社	5	50.0	再生可能エネルギーによる発電・電気販売
平田バイオエナジー合同会社	10	56.0	再生可能エネルギーによる発電・電気販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の4社であります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として2022年11月30日国土交通大臣許可(特-4)第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として2022年10月5日国土交通大臣免許(14)第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

8. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
土木事業	1,015名	45名
建築事業	1,349	106
投資開発事業	61	4
その他	80	6
合計	2,505	161

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,419名	154名	43.0歳	15.5年

9. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
 東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号
 支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大阪市)
 支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大阪市)
 東北支店(仙台市) 広島支店(広島市)
 東京支店(東京都港区) 四国支店(高松市)
 名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)
 クロスイノベーション
 ショウセンター
 技術研究所 (東京都千代田区丸の内)
 (つくば市)

(2) 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大阪市)
 太平不動産株式会社(東京都港区)
 石狩バイオエナジー合同会社(石狩市)
 平田バイオエナジー合同会社(福島県石川郡平田村)

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	21,500 ^{百万円}
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	21,500

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年10月24日に公表いたしました、当社が受注した工事において生じた費用を、当該工事で計上せず別の工事に計上（原価の付替え）していた事案につきましては、外部有識者を中心メンバーとする社内調査委員会より2025年1月15日付で調査報告書を受領しており、計算書類に与える影響額は軽微と判断できるものの、当社では、同委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定し同日開催の取締役会で決議しております。

当社といたしましては、このたびの事態を厳粛に受け止め、再発防止策を着実に実行するとともに、役職員に対する指導・教育を通じ、コンプライアンスの一層の強化を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 96,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数（自己株式2,167,029株を含む） | 38,665,226株 |
| 3. 株 主 数 | 30,473名 |
| 4. 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,644 ^{千株}	15.5%
奥村組従業員持株会	2,025	5.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,538	4.2
株式会社りそな銀行	1,214	3.3
住友不動産株式会社	1,210	3.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	833	2.3
日本生命保険相互会社	643	1.8
株式会社三井住友銀行	556	1.5
奥村太加典	472	1.3
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	466	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式2,167,029株を保有していますが、上記から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。
 3. 奥村太加典氏の持株数には、奥村組役員持株会における本人持分を含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に交付した株式報酬は次のとおりであります。

また、当社は、2024年7月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	6,264 株	7 名

(注) 非金銭報酬等として交付したものであり、その内容につきましては、「3 会社役員に関する事項 4. 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 太加典		
代 表 取 締 役	金 重 昌 宏	営業本部長	
取 締 役	土 屋 完	建築本部長	
取 締 役	小 西 邦 武	西日本支社長	
取 締 役	檜 木 正 成	東日本支社長	
取 締 役	中 谷 泰 之	土木本部長	
代 表 取 締 役	松 島 弘 幸	管理本部長	
取 締 役	上 田 理 恵 子		(株)マザーネット 代表取締役社長 (株)西島製作所 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 寺 哲 夫	監査等委員会委員長	弁護士(小寺法律事務所代表) サムティホールディングス(株) 社外監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐々木 晃		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 原 健 二		公認会計士(西原公認会計士事務所代表) 神栄(株) 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	前 田 栄 治		(株)ちばざん総合研究所 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	廣 瀬 恭 子		(株)広瀬製作所 代表取締役社長 (株)近鉄百貨店 社外取締役

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、水野野一、大角透の両氏は取締役を、安倍和俊、八代浩代の両氏は取締役（監査等委員）をそれぞれ任期満了により退任いたしました。
2. 2024年6月27日開催の第87回定時株主総会において、小西邦武、檜木正成、松島弘幸の3氏が取締役に、佐々木晃、廣瀬恭子の両氏が取締役（監査等委員）にそれぞれ選任され、就任いたしました。
3. 取締役上田理恵子、取締役（監査等委員）小寺哲夫、西原健二、前田栄治、廣瀬恭子の5氏は、社外取締役であります。
4. 取締役上田理恵子、取締役（監査等委員）小寺哲夫、西原健二、前田栄治、廣瀬恭子の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5. 取締役佐々木晃氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 取締役（監査等委員）西原健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）前田栄治氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しており、2025年4月1日現在の執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

*印は、取締役兼務であります。

役 職		氏 名
副社長執行役員	社長補佐営業担当 兼 ダイバーシティ担当	小 坂 肇
専務執行役員	営業本部西日本統括 兼 万博・IR担当	大 角 透
*専務執行役員	営業本部長	金 重 昌 宏
専務執行役員	営業本部技術担当	大 西 亘
専務執行役員	営業本部技術担当	湯 山 和 利
*常務執行役員	建築本部技術担当	土 屋 完
常務執行役員	営業本部営業担当	林 孝 憲
常務執行役員	技術本部技術担当	岡 田 章
*常務執行役員	西日本支社長	小 西 邦 武
常務執行役員	営業本部技術担当	中 田 峰 示
*常務執行役員	東日本支社長	檜 木 正 成
*常務執行役員	土木本部長	中 谷 泰 之
*常務執行役員	管理本部長	松 島 弘 幸
常務執行役員	クロスアイ統括本部長 兼 ICT統括センター長	大 熊 一 由
執行役員	ICT統括センターICT担当	馬 郡 直 樹
執行役員	安全品質環境本部安全品質環境担当	谷 口 裕 英
執行役員	東日本支社中央新幹線神奈川県駅統括工事所長	安 井 義 則
執行役員	東日本支社名古屋支店長	町 田 博 紀
執行役員	業務改革推進プロジェクトリーダー	古 澤 浩 司
執行役員	西日本支社関西支店長	堀 順 一
執行役員	西日本支社国際支店長 兼 国際工事部長	山 本 祐 司
執行役員	西日本支社関西支店付	玉 村 浩 之

役 職		氏 名
執 行 役 員	営業本部技術担当	竹 國 一 也
執 行 役 員	東日本支社副支社長土木事業担当	梅 沢 雄 一
執 行 役 員	建築本部長	木 村 真 也
執 行 役 員	東日本支社副支社長建築事業担当	北 野 孝 之
執 行 役 員	東日本支社東京支店長	安 井 啓 祐
執 行 役 員	西日本支社副支社長建築事業担当	中 山 秀 樹
執 行 役 員	安全品質環境本部長	川 中 伸 彦
執 行 役 員	技術本部長	岡 村 正 典
執 行 役 員	西日本支社副支社長土木事業担当	下 部 裕 司
執 行 役 員	営業本部技術担当	佐 藤 彰 芳
執 行 役 員	西日本支社関西支店副支店長	角 谷 嘉 泰
執 行 役 員	営業本部副本部長 兼 公共営業推進部長 兼 民間営業推進部長	久 野 和 敬
執 行 役 員	東日本支社東北支店長	野 崎 文 隆
執 行 役 員	西日本支社九州支店長	町 田 義 文
執 行 役 員	西日本支社広島支店長	三 村 仁 士
執 行 役 員	西日本支社四国支店長	太 田 潤
執 行 役 員	東日本支社札幌支店長	加 藤 雅 一

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務を執行しない取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする。）を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会において決定しております。

② 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、職責等を踏まえた適正な水準とすること、業績および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなること、ならびに株主との価値共有に資することを基本方針とし、金銭報酬としての定額報酬および業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬としての株式報酬により構成することとしております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立的な立場から経営監督機能を果たすことや、職務が直接業績と連動しないことを踏まえ、定額報酬のみとしております。

また、報酬の決定プロセスは、客観性と透明性が担保されたものとしております。

<定額報酬>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、定額報酬については、身分および役位ごとにその責任や役割等に応じた報酬テーブルを策定し、同テーブルに基づいて支給額を決定のうえ毎月支給することとしております。

<業績連動報酬>

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、業績連動報酬（賞与）については、算定基準等を定めた規程を策定し、一定の支給条件を満たした場合に、当該事業年度の業績を表す指標として最も重視している「連結営業利益」の実績額と連動させて支給額を決定のうえ毎年7月に支給することとしております。

<非金銭報酬>

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、非金銭報酬については、譲渡制限付株式を割当てることとし、同株式および同株式の払込のための出資の目的とされる金銭報酬債権の取扱いを定めた規程を策定し、役位に応じた基準額に基づき、取締役会の決議により割当株式数を決定のうえ同取締役会の決議により定められた日に割当てることとしております。

<定額報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の割合>

定額報酬、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（株式報酬）の割合については、業績指標の目標値を達成した場合に概ね63%、25%、12%となるように設定しております。

＜監査等委員である取締役の報酬＞

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しており、独立的な立場から経営監督機能を果たすことや、職務が直接業績と連動しないことを踏まえ、定額報酬のみとしております。

- ③ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、定額報酬に係る報酬テーブルおよび同テーブル等に基づく個人別の支給額、業績連動報酬に係る算定基準および同基準に基づき事業年度終了後に算定する個人別の支給額、ならびに非金銭報酬に係る役位に応じた個人別の譲渡制限付株式基準額を、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会において決議することとしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第79回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は取締役会の決議によること、監査等委員である取締役の報酬額を年額6,000万円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。

また、上記の金銭報酬枠とは別枠で、2022年6月29日開催の第85回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額6,000万円以内、発行または処分される当社普通株式の総数を年25,000株以内とし、各取締役への具体的な支給時期および配分の決定は、取締役会の決議によることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名であります。

(3) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	10名 (1)	169 (7) 百万円	19 (-) 百万円	30 (-) 百万円	220 (7) 百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7名 (5)	48 (30) 百万円	— (-) 百万円	— (-) 百万円	48 (30) 百万円
合 計	17名	218 百万円	19 百万円	30 百万円	268 百万円

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する報酬等を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は「連結営業利益」であり、また、当該指標を選定した理由は、中期経営計画において主要数値目標として設定するなど当社が最も重視している指標であるとともに、当該事業年度の業績を判断するうえで客観的な指標であると考えられるためであります。業績連動報酬等の額は、同利益の実績額と連動させて算定しており、当該指標の目標値を達成した場合の標準的な割合が報酬額全体の概ね25%となるよう設定しております。なお、当事業年度における同利益の実績は9,731百万円となりました。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の兼職状況につきましては、「1. 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	上 田 理 恵 子	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に創業者および企業経営者としての視点に基づき、経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	小 寺 哲 夫	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議を主導するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	西 原 健 二	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	前 田 栄 治	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に企業経営者としての視点に基づき、経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	廣 瀬 恭 子	取締役(監査等委員) 就任以降に開催された取締役会10回、監査等委員会10回のすべてに出席し、主に企業経営者としての視点に基づき、経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

121百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

139百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況の相当性、報酬見積の算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」にかかる賃上げ実績の確認業務についての対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

》 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	241,135	流動負債	174,967
現金預金	28,714	支払手形・工事未払金等	56,999
受取手形・完成工事未収入金等	190,568	短期借入金	43,801
販売用不動産	493	リース債務	7
未成工事支出金	5,340	未払法人税等	2,083
投資開発事業等支出金	2,247	未成工事受入金	18,133
仕掛品	815	完成工事補償引当金	662
材料貯蔵品	675	賞与引当金	3,084
その他	12,479	役員賞与引当金	21
貸倒引当金	△199	工事損失引当金	2,327
固定資産	152,330	仮受消費税等	29,928
有形固定資産	65,164	その他	17,917
建物・構築物	20,989	固定負債	46,043
機械、運搬具及び工具器具備品	7,513	長期借入金	5,006
土地	36,296	ノンリコース借入金	20,172
リース資産	19	リース債務	16
建設仮勘定	345	繰延税金負債	19,876
無形固定資産	1,544	株式給付引当金	348
投資その他の資産	85,621	資産除去債務	479
投資有価証券	60,397	その他	143
長期貸付金	59	負債合計	221,010
退職給付に係る資産	8,519	純資産の部	
繰延税金資産	4	株主資本	138,653
その他	18,567	資本金	19,838
貸倒引当金	△1,926	資本剰余金	26,510
資産合計	393,466	利益剰余金	100,276
		自己株式	△7,972
		その他の包括利益累計額	38,631
		その他有価証券評価差額金	30,212
		繰延ヘッジ損益	5,396
		退職給付に係る調整累計額	3,023
		非支配株主持分	△4,829
		純資産合計	172,455
		負債純資産合計	393,466

》 連結計算書類

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	284,575	
投資開発事業等売上高	13,647	298,222
売上原価		
完成工事原価	253,369	
投資開発事業等売上原価	13,165	266,534
売上総利益		
完成工事総利益	31,206	
投資開発事業等総利益	481	31,688
販売費及び一般管理費		21,956
営業利益		9,731
営業外収益		
受取利息	95	
受取配当金	1,361	
その他	302	1,759
営業外費用		
支払利息	807	
為替差損	368	
為替予約評価損	701	
その他	686	2,563
経常利益		8,926
特別利益		
投資有価証券売却益	3,599	
その他	24	3,624
特別損失		
減損損失	13,234	
その他	742	13,977
税金等調整前当期純損失		1,426
法人税、住民税及び事業税	4,957	
法人税等調整額	160	5,118
当期純損失		6,545
非支配株主に帰属する当期純損失		9,268
親会社株主に帰属する当期純利益		2,722

》 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	235,743	流動負債	171,491
現金預金	26,890	支払手形	2,169
受取手形	0	工事未払金	53,420
電子記録債権	2,411	短期借入金	46,454
完成工事未収入金	186,158	リース債務	3
販売用不動産	493	未払法人税等	1,963
未成工事支出金	5,447	未成工事受入金	18,096
投資開発事業等支出金	2,247	完成工事補償引当金	640
材料貯蔵品	50	賞与引当金	3,024
その他	12,241	役員賞与引当金	19
貸倒引当金	△198	工事損失引当金	2,327
		仮受消費税等	29,928
		その他	13,443
固定資産	124,321	固定負債	18,778
有形固定資産	49,603	長期借入金	5,006
建物・構築物	17,068	リース債務	6
機械・運搬具	553	繰延税金負債	13,068
工具器具・備品	800	株式給付引当金	344
土地	31,159	資産除去債務	208
リース資産	9	その他	143
建設仮勘定	12		
無形固定資産	1,194	負債合計	190,269
投資その他の資産	73,523	純資産の部	
投資有価証券	58,596	株主資本	140,492
関係会社株式・関係会社出資金	1,200	資本金	19,838
長期貸付金	10,309	資本剰余金	25,592
前払年金費用	4,106	資本準備金	25,322
その他	4,245	その他資本剰余金	270
貸倒引当金	△4,933	利益剰余金	103,033
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	98,073
		新事業開拓事業者投資損失準備金	106
		固定資産圧縮積立金	3,629
		別途積立金	91,400
		繰越利益剰余金	2,937
		自己株式	△7,972
		評価・換算差額等	29,303
		その他有価証券評価差額金	29,303
資産合計	360,065	純資産合計	169,795
		負債純資産合計	360,065

》 計算書類

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	284,575	
投資開発事業等売上高	5,784	290,359
売上原価		
完成工事原価	253,459	
投資開発事業等売上原価	2,659	256,119
売上総利益		
完成工事総利益	31,116	
投資開発事業等総利益	3,124	34,240
販売費及び一般管理費		20,824
営業利益		13,416
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,656	
その他	192	1,849
営業外費用		
支払利息	431	
為替差損	363	
その他	560	1,355
経常利益		13,910
特別利益		
投資有価証券売却益	3,599	
その他	24	3,623
特別損失		
関係会社事業損失	5,014	
その他	619	5,633
税引前当期純利益		11,900
法人税、住民税及び事業税	4,780	
法人税等調整額	163	4,943
当期純利益		6,956

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況に関し定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

当事業年度は、事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、工事原価の付替え事案の発覚にともない設置した、外部有識者を中心メンバーとする社内調査委員会からの提言等に基づき、付替え行為に対するチェック機能・体制の強化など、具体的な再発防止策を取締役会において決議しております。

監査等委員会としては、同防止策の実施状況ならびに有効性について、引き続き注視してまいります所存です。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社 奥村組 監査等委員会

監査等委員 小寺哲夫[㊟]

常勤監査等委員 佐々木晃[㊟]

監査等委員 西原健二[㊟]

監査等委員 前田栄治[㊟]

監査等委員 廣瀬恭子[㊟]

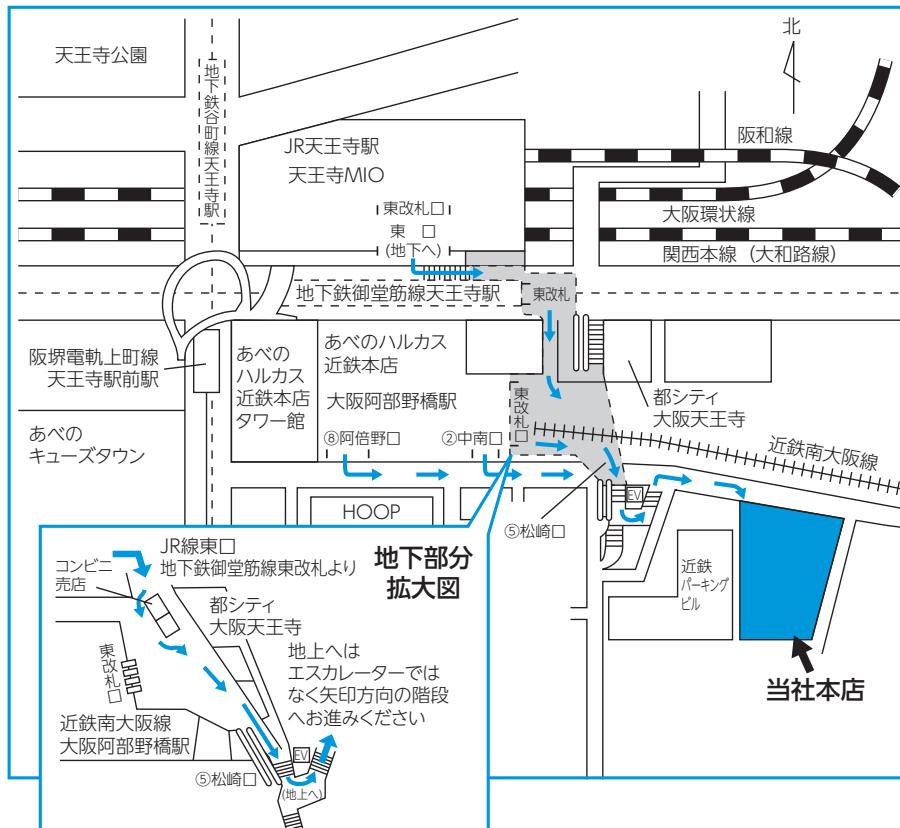
(注) 監査等委員 小寺哲夫、西原健二、前田栄治および廣瀬恭子の4名は、社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 株式会社奥村組本店

電話 (06)6621-1101 (代表)



交通 JR天王寺駅 … 東口より徒歩5分
地下鉄御堂筋線天王寺駅 … 東改札より徒歩3分
近鉄南大阪線大阪阿部野橋駅 … 東改札口より徒歩3分

